

令和5年1月20日

保護者の皆様

三原市立宮浦中学校長

学校感染症の出席停止における治癒証明の取り扱いについて(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、日頃から本校教育への温かなご支援・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、今年は3年ぶりにインフルエンザが流行入りとなり、新型コロナウイルス感染症との同時流行も心配されています。新型コロナウイルス感染症に関する出席停止期間についての確認は学校より電話連絡をさせて頂いておりますが、インフルエンザ等の第2種感染症で出席停止基準があるものについては、再登校の際、保護者記入の経過報告書(別紙1-2)の提出が必要となります。インフルエンザと診断された場合は、医師の指示に従って療養してください。また、病状が回復した後の登校については、必ず医師からの指示(登校許可)に従うとともに、保護者の方が経過報告書に必要事項を記入し、再登校の際学校へ提出してください。

インフルエンザ以外の感染症(新型コロナウイルス感染症は含みません)で出席停止基準があるものについては、これまで通り治癒証明書(別紙1-1)を提出してください。

なお、各様式については、本校ホームページからダウンロードできますのでご活用ください。ご理解・ご協力よろしく願いいたします。